

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正

一 特定遊興飲食店営業に関する規定の整備

(一) 特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域の指定に関する条例の基準（第二十二条関係）

(1) 営業所設置許容地域の指定は、次のいずれにも該当する地域内について行うこととする。

ア 次のいずれかに該当する地域であること。

(ア) 店舗が多数集合しており、かつ、風俗営業等の営業所が一平方キロメートルにつきおおむね

三百箇所以上の割合で設置されている地域（以下「風俗営業等密集地域」という。）

(イ) その他の地域のうち、深夜において一平方キロメートルにつきおおむね百人以下の割合で人

が居住する地域

イ 次に掲げる地域でないこと。

(ア) 住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域（以下「住居集合地

域」という。）

(イ) 住居集合地域以外の地域のうち、住居の用に併せて商業又は工業の用に供されている地域で、住居が相当数集合しているため、深夜における当該地域の風俗環境の保全につき特に配慮を必要とするもの

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる地域に隣接する地域（当該地域が風俗営業等密集地域に該当する場合にあつては、幹線道路の各側端から外側おおむね五十メートルを限度とする区域内の地域を除く。）

(エ) その他の地域のうち、学校、病院その他の施設でその利用者の構成その他のその特性に鑑み特にその周辺における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるもの（特にその周辺の深夜における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるものに限る。）の周辺の地域（当該施設の敷地の周囲おおむね百メートルを限度とする区域内の地域に限る。）

(2) 営業所設置許容地域の指定及びその変更は、地域の特性その他の事情に応じて良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすこととならないよう配慮するとともに、当該地域における特定遊興飲食店営業

者の団体の届出の有無及び当該団体が関係特定遊興飲食店営業者に対して行う法令の規定の遵守のための自主的な活動にも配慮することとする。

(二) 特定遊興飲食店営業の営業所が滅失した際の許可の特例が適用される滅失事由（第二十三条関係）
営業所が滅失した際の許可の特例が適用される滅失事由として、暴風、豪雨その他の異常な自然現象により生ずる被害等を定めることとする。

(三) 特定遊興飲食店営業の営業時間の制限に関する条例の基準（第二十四条関係）
(1) 営業時間の制限は、深夜において営業を営んではない時間として午前五時から午前六時まで
の時間内の時間を指定し、又は深夜から引き続き営業を営んではない時間として午前六時午後
前十時までの時間内の時間を指定して行うこととする。

(2) 営業時間を制限する地域の指定は、居住、勤務その他日常生活又は社会生活の平穩が害されることを防止するため早朝における風俗環境の保全につき特に配慮を必要とする地域内の地域について
行うこととする。

(四) 特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の規制に関する条例の基準（第二十五条関係）

(1) 深夜における営業に係る騒音の規制に係る数値は、次に掲げる地域の区分に従い、それぞれ次に掲げる数値を超えない範囲内において定めるものとする。

ア 住居集合地域その他の地域で、良好な風俗環境を保全するため、特に静穏を保持する必要があるものとして都道府県の条例で定める地域 四十五デシベル

イ 商店の集合している地域その他の地域で、当該地域における風俗環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定める地域 五十五デシベル
ウ その他の地域 五十デシベル

(2) 深夜における営業に係る振動の規制に係る数値は、五十五デシベルを超えない範囲内において定めるものとする。

二 風俗営業の営業延長許容地域の指定に関する条例の基準の見直し（第九条関係）

住居集合地域等に隣接する地域のうち、風俗営業等密集地域に該当する地域であつて、幹線道路の各側端から外側おおむね五十メートルを限度とする区域内の地域については、風俗営業の営業延長許容地域として指定することができることとする。

三 その他所要の規定を整備する。

第二 建築基準法施行令等の一部改正

建築基準法施行令等関係政令の規定を整備する。

第三 施行期日

この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行の日（平成二十八年六月二十三日）から施行することとする。